

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日、  
翌日の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定（保険課）

結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）

結核予防法による指定医療機関の辞退（〃）

鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額の一部改正（労政訓練課）

建築基準法による道路の位置の指定（二件）（建築課）

◇ 告 示 職業能力開発促進法による技能検定の実施（労政訓練課）

## 告 示

鳥取県告示第七百五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成二年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取産院	鳥取市吉方温泉一丁目六五三	平成二年八月二十四日
増栄内科医院	米子市旗ヶ崎六丁目一九一四	平成二年八月十七日
熊谷歯科医院	鳥取市南吉方一丁目六一	平成二年八月十六日
伊藤歯科医院	米子市旗ヶ崎七六八―五	平成二年八月二十一日
岸田歯科医院	倉吉市東町三五―一二	〃
百村歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜二九九	平成二年八月十五日
吉田一陽堂若桜 橋薬局	鳥取市戎町四一三	平成二年八月十八日
有限会社五臓円 薬局	鳥取市二階町二丁目二〇七	〃
立岩薬局	鳥取市吉方温泉一丁目二二	〃

有限会社加藤薬局	鳥取市弥生町二〇一	"
山田薬局	倉吉市福庭三六〇一	平成二年八月十五日
法橋薬局	米子市明治町二〇一	"
都田薬局	米子市道笑町三丁目八八	"
船木齒科医院	西伯郡中山町塩津三一三一	平成二年八月十七日
木下産婦人科医院	米子市角盤町一丁目九四	平成二年八月二十四日

鳥取県告示第七百五十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成二年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
池淵医院	境港市栄町八八	平成二年八月二十七日
医療法人社団山口外科医院	米子市夜見町二七八六十四	"

鳥取県告示第七百五十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成二年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
池淵医院	境港市栄町八八	平成二年八月一日
山口外科医院	米子市夜見町二七八六十四	平成二年八月十八日
音田内科	倉吉市東町四三五	平成二年九月五日

鳥取県告示第七百五十三号

昭和六十一年三月鳥取県告示第二百五十三号（鳥取県職業能力開発協会が行う技能検定試験の手数料の額について）の一部を次のように改正する。

平成二年八月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

実技試験の表中

紳士服製造

一万五百年

を

紳士服製造	特 級 一万二千五百円
	一級及び二級 一万五百年

に改める。

鳥取県告示第七百五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成二年八月三十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

平成二年八月三十一日

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 倉吉市見日町六〇〇 有限会社えいこう不動産 代表取締役 道家 貢	道路の位置の指定場所 倉吉市石塚字ソリ九八一 及び九八一六の一部並びに 上古川字上河原一九〇一六	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 六・〇〇 延長 七四・〇七
--	---	--

鳥取県告示第七百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成二年八月三十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

平成二年八月三十一日

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 岩美郡国府町稲葉丘二丁目二五五 牧 田 登亀雄 東伯郡三朝町大字大瀬三九九 宮 谷 壽 夫	道路の位置の指定場所 東伯郡三朝町大字大瀬字 堤五八八一三及び五九〇 一六並びに五九〇一の一 一部並びに五九〇一一地 先水路	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 六・〇 延長 六四・五
--	---	--



職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成2年度後期の技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公

告する。

平成2年8月31日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施する検定職種

機械加工、金型製作、金属プレス加工、電気めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、紳士服製造、プラスチック成形、鍛造、ニット製品製造、石材施工、建築大工、かわらぶき、配管、鉄筋施工、さく井、半導体製品製造、鉄道車両製造・整備、油圧装置調整、婦人子供服製造、和裁、パン製造、水産練り製品製造、防水施工、機械・プリント製図、工場板金、機械保全、プリント配線板製造、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、木工機械整備、菓子製造、型枠施工、コンクリート圧送施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装、バルコニー施工、電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工

2 検定の等級

1の職種のうち、機械加工、金型製作、金属プレス加工、電気めっき、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備及びプラスチック成形については特級として、機械検査及び紳士服製造については特級、1級及び2級に区分して、バルコニー施工、電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工については単一等級として、その他の検定職種については1級及び2級に区分して行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成2年12月10日(月)から平成3年2月28日(木)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成2年12月3日(月)に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
機械加工、金型製作、金属プレス加工、電気めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、紳士服製造、プラスチック成形、鍛造、ニット製品製造、石材施工、建築大工、かわらぶき、配管及び鉄筋施工	平成3年2月3日(日)
さく井、半導体製品製造、鉄道車両製造・整備、油圧装置調整、婦人子供服製造、和裁、パン製造、水産練り製品製造、防水施工、機械・プラ	平成3年2月10日(日)

ソト製図及びパネルコニー施工	
工場板金、機械保全、ブリソト配線板製造、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、木工機械整備、菓子製造、型枠施工、コンクリート圧送施工、カーテソウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装、電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工	平成3年2月17日(日)

1 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成2年10月1日(月)から同18日(木)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、62円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
機械加工	12,500円
金型製作	12,500円
金属プレス加工	12,500円
電気めっき	12,500円
仕上げ	12,500円
機械検査	特 級 12,500円
	1級及び2級 9,000円
電子機器組立て	12,500円
電気機器組立て	12,500円
建設機械整備	12,500円
紳士服製造	特 級 12,500円
	1級及び2級 10,500円
プラスチック成形	12,500円
鍛造	12,500円
ニット製品製造	12,500円
石材施工	12,500円

建築大工	10,500円
かわらぶき	12,500円
配管	10,500円
鉄筋施工	10,500円
さく井	12,500円
半導体製品製造	12,500円
鉄道車両製造・整備	12,500円
油圧装置調整	10,500円
婦人子供服製造	9,000円
和裁	8,000円
パン製造	12,500円
水産練り製品製造	12,500円
防水施工	12,500円
機械・プラント製図	7,500円
バルコニー施工	11,500円
工場板金	12,500円
機械保全	12,500円
プリント配線板製造	12,500円
農業機械整備	10,500円
冷凍空調和機器施工	11,500円
木工機械整備	12,500円
菓子製造	11,500円
型枠施工	12,500円
コンクリート圧送施工	11,500円
カーテンウォール施工	11,500円

ガラス施工	12,500円
テクニカルイラストレーション	7,500円
電気製図	7,500円
塗装	10,500円
電子回路接続	12,500円
樹脂接着剤注入施工	12,500円
1 学科試験の受検手数料	2,800円
(2) 納付方法	
(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。	
(3) その他	
受検申請書を受けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。	
7 合格者の発表等	
(1) 合格通知	
実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成3年3月29日(金)に書面で通知する。	
(2) 技能検定合格者の氏名は、平成3年3月29日(金)の鳥取県公報で公示する。	
8 その他	
技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政訓練課(電話0857-26-7222)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)に問い合わせること。	